

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生環第481号

令和3年6月18日

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通達）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第71号）が令和3年6月16日公布され、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

改正の内容及び留意事項は、別添警察庁通達「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通達）」（令和3年6月16日付け警察庁丙保発第5号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。